

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月十三日

指令川建セ第二七〇〇五九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月一日

川建セ第二八〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字大東三十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目八番地三バンブー・ジェンシアン二〇二号室

金井 直幸